

令和8年3月3日

陳 情 文 書 表

厚 生 常 任 委 員 会

陳情番号	85	付議年月日	7. 11. 28
件名	地方独立行政法人化される中井やまゆり園を含めた県立障害者支援施設の入所定員を当面は縮小しないことを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	大和市深見台1-5-21 これからの県立施設を考える会 安西弘		
<p>1. 陳情の要旨</p> <p>県は9月26日の厚生常任委員会において、神奈川県内の入所施設やグループホームの「利用を希望する方の実態調査」結果を6か月遅れでようやく公表しました。サービス種別の「施設のみ」と「施設+グループホーム」で見ると、「今すぐ入所したい・させたい」89人、「概ね1年以内に入所したい・させたい」154人、「1～2年以内に入所したい・させたい」85人となっていますが、「グループホームのみ」等を含めると、全体では少なくとも1067人の待機者がいることが明らかになりました。</p> <p>「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」では、「新規入所の受入を停止することにより、定員60人規模まで小規模化を図る」ことになっていますが、この基本方向は現在の県内状況と矛盾していることが今回の調査結果で明らかになりました。県はこの結果をきちんと分析して、具体的な対応策を考えるべきですが、現在示されている「対応の方向性」では極めて不十分です。</p> <p>地域のサービス基盤整備がまだまだ不十分な中で、入所施設の定数削減を先行させると、家族の負担をさらに増やすこととなります。当事者の自己責任や家族介護からの脱却、地域に多様な暮らしの選択肢を公的責任で整備する方向が今の県行政には求められています。この調査によって明らかになった当事者と家族の暮らしの実態をふまえれば、現時点での県立施設の定員縮小は、時期尚早であり、無謀です。</p> <p>そこで次のことを強く要望いたします。</p> <p>(1) すでに入所定員66人(短期含む)になった施設は除き、各県立障害者支援施設の入所定員を当面は縮小せずに維持して、県内のセーフティーネットを拡充してください。</p> <p>(2) 新規入所停止を直ちに解除して、必要な方の入所受け入れを再開してください。</p> <p>(3) まだ未公表の調査結果(県外の施設やグループホームの利用、精神病院への入院など)も含めた地域実態の全貌を明らかにして対応策を検討すると共に、県基本計画のサービス見込み量なども見直してください。</p> <p>(4) 県の発達障害支援センター「かながわエース」を独法化される中井やまゆり園に併設すると共に、強度行動障害対策事業の代替施策を早急に具体化してください。</p> <p>(5) 行動障害など支援が難しい当事者でもグループホームが利用できるような県の単独補助制度を拡充するなど、地域で安心して豊かに暮らせる条件整備を県として進めてください。</p> <p>2. 陳情の理由</p> <p>(1) 地域サービス基盤整備が不十分な現状を無視して、代替策もなしに神奈川県立障害者支援施設の入所定員を縮小する方向では、当事者と家族の希望に反する結果になってしまいます。</p> <p>私たちは、7月20日に第7回つどいを開催して、「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」の問題点と課題について約120人の参加者と話し合い、昨年7月4日に千葉県長生村で起きた、元中井やまゆり利用者が父親に殺された事件を二度と繰り返させないためにはどうすればよいのかを考えました。参加者からは、県立中井やまゆり園が入所を断ったことが影響している、県</p>			

内のセーフティーネットが綻びてきた、県立施設の役割を果たしていないなどの意見が大半でした。つどいを準備する段階で、県内の民間施設・基幹相談支援センター・親の会・当事者団体など約30か所を訪問した際にも、同様の意見が多数出されました。

前述のとおり、希望しても利用できないうちで「2年以内」の入所を希望している待機者は328人になりますが、これは2024年12月1日現在の数字であり、すでに1年も経過しています。この間に対応策が殆ど改善されていませんから、おそらくは約320人前後が今も「1年以内」の入所を希望していることとなります。この切実な待機実態に対して、県が示した「対応の方向性」は極めて不十分です。「利用に係る協議の場」や「空き情報を確認できる仕組みづくり」では根本的解決にはなりません。使える施設が足りないのです。しかし、県立施設の入所受入れは虐待防止など緊急対応的な措置入所レベルに限定すべきであり、あくまでも地域での生活が一時的に困難になった場合に受け入れる通過型を目指すという基本方針を変えていません。千葉県長生村で起きた事件の検証チーム最終報告で示された方針のままであり、今回の調査結果が明らかになっても県は全く見直そうとはしていないのです。

私たちは、ただ施設入所させれば済むとか、障害が重いなら施設入所するしかないと考えているわけではありません。重度訪問介護事業なども含めて、当事者が自己選択できる多様な暮らしの場を地域に公的責任で整備していく際に、少なくとも当面は入所型の施設も選択肢の一つに加える方が現実的なのです。地域の暮らしの場としての施設です。その方向で実践して成果を蓄積している施設が県内には少なくないのです。

また、県立施設はこれまで各障害保健福祉圏域での障害者支援の拠点としての役割を担ってきましたが、県は民間施設でもそれは果たせる機能であり、今後の県立施設の役割ではないと言っています。しかし、民間福祉関係者の多くは、県立施設は直接的な支援の現場から撤退するののかという危惧を抱いているそうです。

県の基本計画では、施設入所者数は定員総数を下回っており(R4年度では約130人)、必要定数は確保されているとして、サービス見込み量も毎年約50人程度減少させていますが、今回の調査結果はこの誤りを明らかにしました。数字上で確保されているように見えるのは、新規入所を制限している県立施設に約100人分の空きがあること、民間施設で支援が難しい方を受け入れると多床室が個室化するために定員通りには運営できないことなどが影響していると思われる。

施設入所を重視しない理由として、県は当事者本人からの施設入所希望は僅かであり、多くは家族や関係機関からだとして強調して、それを意思決定支援が不十分な結果だとしているようです。しかし、この調査項目は「グループホーム」や「短期入所」にはないのです。一種の印象操作ではないでしょうか。施設入所を家族や支援者の希望だからと切り捨てず、今の地域サービス基盤の不十分さを反映したものだと受けとめるべきです。生活体験も乏しく、意思決定が難しい本人のことを思う気持ちの反映でもあります。現在の神奈川県「当事者目線の福祉」は、家族や支援者の意思を排除しています。

(2)多くの県立施設が新規入所を停止している現状は、当事者や家族に深刻な事態を招いています。

例えば、現在の中井やまゆり園の入所定員は長期入所：122人、短期入所：18人ですが、ここ数年は新規入所を停止してきたので現在の入所人数は80人台になっています。しかし、さがみ緑風園のように職員定数を削減することはせず、今年度からは園長直轄のモデル寮を展開し、外部から新たな人材を登用するなど重点的に取り組んでいます。地域生活移行は想定通りに進んでいません。残り4か月で定員60人程度に縮小という当初の構想が実現するとは思えず、したがって独法化する来年4月以降も新規入所停止が継続となります。「改革中なので」というのが現在の停止理由ですが、独法化した後も「改革」はいつまで続いていくのでしょうか。新たな利用者を日常的に受け入れない事態の長期化は、支援する職員にもマイナスであり、入所施設の本来の使命が果たせなくなることを意味します。

県は、新規入所を停止していても短期利用は受け入れている、或いは他の県立施設では入所を受け入れているから問題がないと言います。しかし、中井やまゆり園の短期利用実人数は僅かであり、R4・5・6年度は各3・4・3人、今年度は8月段階で2人に過ぎません。また、他施設の新規入所受け入れ実人数(R4・5・6年度)は、三浦しらとり園で0・0・0人(R6は正確に確認できず)、愛名やまゆり園で1・4・0人でしかありません。すでに定員を40人に縮小し、入所数も30人を切っているさがみ緑風園も、0・0・1人です。つまり、すでに再整備されて定員60人になっている津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園を除くと、他の県立施設での新規入所受け入れは十分に機能していないのです。「方向性ビジョン」の制約です。

しかし、他の全ての県立施設が直ちに新規入所受け入れを再開すれば、前述の希望者の多くに対応できる可能性が広がります。施設を「改革」しながらであっても、県民を断らないことが公立施設の責務であるはずですが、その方向に県が踏み出さなければ、同居する家族の介護負担が続き、結局は当事者にもマイナスになるのです。その最悪の事態が、昨年起きた千葉県長生村事件です。このまま、必要な方が施設入所できない事態が続けば、第二、第三の同じような事件が起きてしまいます。施設入所の必要な方が、近くの県立施設に入所できる状況を一刻も早くつくってください。

独法化の目的である「調査研究と人材育成」は、県立施設の大切な役割ではありますが、そのフィールドとしてだけでなく、各障害保健福祉圏域の拠点として、セーフティーネットの役割を民間施設と連携しながら担う責務があり、これが地方自治体の本旨であることを忘れてはなりません。多額の県費と多くのプロパー職員雇用が、結果としては有効活用されないことになってしまいます。

(3) 県民ニーズや地域状況の実態把握がまだ不十分であり、追加の調査が必要です

前述の7月20日第7回つどいでは、県内では利用できる施設やグループホームが見つからないために、県外に出て行かざるを得ない方々が多いことも報告されました。児童施設を含めて、県内福祉関係者の間では周知のことであり、県外の事業者が入居者募集に来県することも少なくないそうです。

やむを得ず県外の施設やグループホームを利用したり、精神病院に入院したり、或いは短期利用を複数の施設で長期に繰り返す当事者の状況把握も重大な課題です。しかし、公表された調査結果には見当たらないので、今回調査の範囲外だと受けとめていたのですが、県によれば調査の対象にしており、区分して公表はしていないが、発表した数字に含まれているとのことでした。

11月4日には、相模原市で起きた「老老介護」の殺人事件判決報道もありましたが、「老障介護」は深刻な問題であり、今回の調査でも「介護者の高齢、病気療養、仕事」などが少し明らかになりました。長生村で起きた事件は「老障介護」問題でもあり、県内でのサービス利用を諦めて県外に転居した後の殺人事件でした。その結果は違おうとしても、県外に暮らしの場を求めざるを得ない当事者が多くいる神奈川県に共通する現実だといえます。この実態についても精査して、やむを得ず県外の施設等で暮らしている神奈川県民を明らかにしていく必要があります。総合支援法の基本理念である「可能な限りその身近な場所に置いて」暮らすことは、誰にも等しく保証されねばなりません。

この他にも未公表の調査結果があるのなら、数字合算の誤りなどを修正した上で、個人情報除き、早急に全貌を明らかにする追加の公表が必要です。なお、契約制度の時代では、公の窓口での相談にも至らず、この調査結果に反映されていないニーズがあり得ることに留意すべきであり、「少なくとも1067人」だと受けとめるべきです。さらには、「短期+居住系」に分類された中にも潜在的なニーズがあると思われます。

そして、「基本計画だけでは把握できないニーズがあるから」調査した結果として、これだけのニーズの存在が明らかになったのですから、改めて基本計画そのものを見直す作業を進める必要があります。特に、各サービス見込み量を精査してください。

(4) 地方独立行政法人中井やまゆり園には、「かながわエース」の併設が不可欠です。

現時点で、2026年4月1日発足予定の地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中井やまゆり園に、発達障害支援センター「かながわエース」を併設することの明確な発表がありません。11月13日には、相談部門は位置づけるが、それ以外は未定だと回答されています。

確かに、「強度行動障害」については、その用語の是非も含めて中井やまゆり園改革の中でも様々な議論があります。しかし、中井やまゆり園がこれまでの支援の実績と改革の成果をふまえて、独法化された後も、政令市を除いた地域の発達障害支援センターの役割を担うことは、国の関連する事業を県内で展開するためにも必要であり、「研究と人材育成」にもプラスになります。「かながわエース」の併設は不可欠です。

また、中井やまゆり園改革の過程で「強度行動障害対策事業」が廃止されたために、県内各地域で当事者支援にマイナス影響が出ています。この事業廃止については、愛名やまゆり園の虐待に関する検証で県に指摘事項が出されました。それに対する県の報告(R7年3月)で、県は代替策を検討すると述べていますが、これを早急に具体化する必要があります。

(5) 行動障害など支援が難しい当事者は、グループホーム利用を断られることが多いのです。

入所施設からの地域生活移行が徐々に難しくなっています。原因は、施設入所者で重度化や高齢化の割合が高まっていて、地域のグループホームへの移行が難しくなっているからです。県はこの課題を知りつつも解決できていません。例えば、これに関連する計14の県事業の中で、目標人数が設定されている6事業について昨年度実績を見ても、目標71人に対して僅か4人でした。実効性がある施策づくりが難しいようです。

他方のグループホームでは、行動障害があると利用を断られる事例が多い実態があります。長生村で亡くなったHさんもその一人でした。今回の調査でも「障害の状況」記載の多くを「行動障害を有する方」が占めていますが、それも影響していると思われませんが、県域だけでもグループホームの空き枠が約300人(定員の約5.2%)あると厚生常任委員会で県が答弁しています。

グループホームでも利用者数は定員総数を下回っており、必要定数は確保されていると県は言いますが、今回の調査で明らかになった待機者の実態をふまえれば、当事者や家族の希望、地域サービス資源の実態、県基本計画の見込み量推計、施策の基本方向、各施策の実効性などが相互に矛盾していると思われれます。特に、行動障害があってもグループホーム利用を断られることがないように、各事業者に対する県の単独補助制度が拡充されれば、現在の待機者解消が数字上では可能になります。予算はかかりますが、踏み出す時です。

そして、地域で安心して豊かに暮らせる条件整備を県としても進めていくべきであり、それを前提とした上で初めて、入所施設の定員縮小を現実的課題として検討することができると思います。

陳情番号	96	付議年月日	8. 2. 19
件名	インターネット上の誹謗中傷被害者支援に関する条例制定及び、全国のモデルケースとなる支援体制構築を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	横浜市中区簗沢29番地 片山友一		
<p>1、陳情の趣旨</p> <p>近年、SNSや匿名掲示板等インターネット上における誹謗中傷は深刻な社会問題となっており、被害者は精神的苦痛のみならず、就労、学業、家庭生活、社会的信用など、人生のあらゆる局面において重大な影響を受けています。中には命に関わる深刻な事態に発展するケースも後を絶ちません。</p> <p>私自身も、インターネット上での悪質な誹謗中傷の被害を受け、長期にわたり精神的苦痛にさらされ、平穏な生活を著しく侵害されました。被害回復のため、警察への相談、証拠収集、弁護士への相談、民事・刑事の法的手続きを行いました。その過程において、被害者が自ら多大な心理的・経済的負担を負わざるを得ない現実に直面しました。</p> <p>被害を受けた側がさらに孤立し、追い詰められていくこの構造は、個人の努力や自己責任で解決できる問題ではなく、行政が主体的に関与し、公的に支援する仕組みが不可欠であると痛感しております。</p> <p>こうした問題意識のもと、私はネット誹謗中傷被害者支援の必要性を社会に訴えるため署名活動を実施し、92名の方々から本趣旨に賛同をいただきました。これは一個人の問題提起にとどまらず、県民の切実な声の一端であると考えております。</p> <p>現在、全国の一部自治体では、誹謗中傷被害者支援に関する条例制定や専門相談窓口の設置などの取り組みが始まっていますが、依然として地域差が大きく、支援の内容や実効性にはばらつきがあります。</p> <p>そこで神奈川県におかれましては、単に支援制度を整備するにとどまらず、被害者支援の理念・具体策・連携体制を明確に示した条例を制定し、全国の自治体が参考とできる「モデルケース」となることを目指していただきたいと思います。強く願っております。</p> <p>人口規模、都市性、多様な県民構成を有する神奈川県が先進的な取り組みを行うことは、全国に対して大きな社会的メッセージを発信し、誹謗中傷問題の抑止と被害者救済の両面において重要な意義を持つものと考えます。</p> <p>2、陳情の事項</p> <p>一、インターネット上の誹謗中傷被害者を包括的に支援するため、神奈川県として条例を制定すること。</p> <p>二、当該条例については、他自治体の指針ともなり得るよう、被害者支援の基本理念、行政の責務、関係機関との連携方針等を明確に位置付けること。</p>			

三、誹謗中傷被害に関する専門相談窓口を常設し、警察、弁護士会、医療機関、関係支援団体等と連携したワンストップ支援体制を構築すること。

四、被害者が発信者情報開示請求、損害賠償請求、刑事告訴等の法的措置を取る際の経済的負担を軽減するため、弁護士相談費用や開示請求費用等への公的助成制度を検討・導入すること。

五、学校・職場・地域において、誹謗中傷防止及びネットリテラシー向上を目的とした教育・啓発活動を継続的に実施すること。

六、被害者の心身の回復を支援するため、心理カウンセリング等を含む継続的な心理的支援体制を整備すること。

以上、誹謗中傷被害は県民の人権と尊厳に深く関わる重大な社会問題であり、神奈川県が先進的な役割を果たすことを強く期待しております。

92名の賛同者の声とともに、本陳情の趣旨をご高察賜り、前向きなご検討を心よりお願い申し上げます。